

静岡県生活困窮者居住支援事業（静岡県社会福祉協議会より委託）

【問合わせ先】
地域福祉課：053-583-1423

事業目的

住居を持たない（喪失した）生活困窮者に対し、一定期間内に限り、宿泊場所、食事等の提供を行うことにより自立した生活を支援するため、生活困窮者自立支援法に規定する居住支援事業を実施する。

対象者

静岡県郡部に在住（森町、吉田町、川根本町、長泉町、清水町、函南町、小山町、河津町、東伊豆町、南伊豆町、西伊豆町、松崎町）の生活困窮者等であって、在住する地域の自立相談支援事業所が支援決定した方。

利用期間

原則として15日以内を上限とする。但し、自立相談支援事業所が必要性を判断した場合には、延べ30日以内で延長することが可能。

利用料金及びサービス

宿泊費及び食費、光熱水費は無料とする。

必要に応じてサービス利用期間中の健康状態の確認や各種生活相談等を実施。

